

## 型式部材等製造者認証の概要

### 【認証の対象】

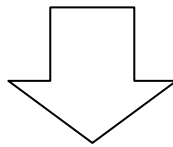
- ・規格化された型式部材等（プレハブ住宅など）の製造・新築を行う者

### 【認証の要件】

- ・当該型式が型式適合認定\*を受けたものであること
- ・工場での製造設備、検査設備、検査の方法等の品質保持のための技術的生産条件が適切なものであること

### 【認証を行う者】国土交通大臣（指定認定機関が指定されている場合には同機関（以下同様））

\* 型式適合認定：型式部材等が構造・防火等の単体規定の大半に適合することをあらかじめ国土交通大臣が認定



### 【認証の効果】

○建築確認において、型式に適合するものとして構造・防火等の単体規定の大半の審査及び型式との照合が省略される。

【認証書が提出されていることを審査するのみ】

○検査においては、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりにより工事が実施されることが確認されたものは、型式に適合するものとして構造・防火等の単体規定の大半の検査及び型式との照合が省略される。

【認証書が提出されていることを検査するのみ】

※：一方、認証を受けた製造者は「型式適合義務」を負う。

※ 建築確認に要する期間は、1週間～10日程度

#### 【参考】一般の建築確認

- ・設計図書一式について、建築基準関係規定に適合することを審査。

\* 鉄骨2階建の法定審査期間は原則として35日以内。